



2026 年 8 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社 JPMC

代表者名 代表取締役 社長執行役員 グループ CEO 武藤 英明
(コード：3276 東証プライム)

問合せ先 取締役 常務執行役員 グループ CFO 屋宮 貴之
(TEL：03-6268-5225)

(変更)「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が2020年6月8日、2021年6月14日、2022年6月13日、2023年6月12日、2024年6月10日、2025年6月9日及び2026年6月8日に公表しました、「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」(総称して、以下「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」といいます。)の一部に変更の必要が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、2020年3月9日開催の取締役会において、当社の従業員(以下「対象従業員」といいます。)に対する長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式を活用したインセンティブ制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しております。また、本制度に基づき、対象従業員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結しております。

本日開催の取締役会において、当該譲渡制限付株式割当契約の内容の一部変更について決議を行ったため、「譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ」における公表内容を一部変更するものです。

2. 変更箇所

変更箇所は____で示しております。

(変更前)

(新設)

(変更後)

(前略)

3. 本割当契約の概要

(中略)

(6) 譲渡制限の解除条件 (追加)

当社は、譲渡制限期間中に、当社の普通株式に対し、金融商品取引法第27条の2以下に規定される公開買付け(以下「本公開買付け」という。)が開始され、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の取締役会決議を行っている場合(その後、対象従業員による申し出の以前に、当社が本公開買付けに賛同し株主に対して応募を推奨する旨の意見を変更した場合を除く。)であって、対象従業員から当社に対して本公開買付けに応募するために本割当株式に係る譲渡制限を解除するよう書面により申し出があった場合、本割当株式に係る譲渡制限を解除する。ただし、この場合において、対象従業員が本割当株式の全部又は一部を本公開買付けへ応募せず、かつ本公開買付けが成立したときは、当社は、本公開買付けに係る買付期間の終了日の翌営業日において、対象従業員が本公開買付けへ応募しなかった本割当株式の全てを無

償で取得する。なお、本公開買付けが不成立となった場合には、本（６）に基づく譲渡制限の解除は遡って効力を失い、対象従業員が返還を受けた本割当株式については、再び譲渡制限の対象となるものとする。

（後略）

以 上